

# 令和4年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会

日 時 令和5年2月22日（水）  
午前9時30分から午前11時30分まで  
場 所 県庁議会棟第14会議室  
(オンライン会議 (Cisco Webex))

## 1 開会（挨拶：県子ども発達支援課 遠藤課長）

医療的ケア児等支援センターが開設して以降、精力的な活動をしていただいている。本日は、次年度の事業案に対するご意見等も含め、色々と率直な御意見をいただきたい。

## 2 議事

### (1) 圏域ごとの状況の報告

#### ①西部（資料2-1）（報告者：橋本委員）

- ・第2回目の協議会を、2月15日に開催し、災害対策について等を議事に取り上げた。
- ・モデルケースをたてて作成した災害時対応ノートをもとに関係者との共有の会を持つ予定であったが、未実施となっている。
- ・モデルケースの検証を通じ、実際に災害が起こって避難を行う際には、災害時対応ノートのようなより詳しい情報がなければ、実際の避難についての道のり、具体的に何をどう持っていくのかというような具体的なことが見えてこないことから、個別避難計画だけでは不十分であると確認できた。

#### ②中部（資料2-2）（報告者：黒田委員）

- ・第1回圏域協議会を令和4年10月24日に実施し、災害時対応ノートを活用した医療的ケア児者の避難計画の作成にあたり、モデルケース、参加者の選定を実施。
- ・第2回圏域協議会は令和4年12月15日に実施し、委員やモデルケースのご家族も含めて、災害時対応ノートのシミュレーション結果の共有を行った。
- ・災害時対応ノートについては、紙媒体ではなく、データ化して作成したほうが、より使いやすく変更があった場合も対応しやすいという意見もあった。作成にあたっては、障がいの種別によって、必要となる項目が異なる中、必要項目の選定、検討等に時間を要した。また、サポートブックと内容が重複し、記入に負担がある。
- ・今後は、周知も含め、ノートの活用方法について圏域で継続協議していきたい。

#### ③鳥取市（資料2-3）（報告者：鳥取市 中村知的障害者福祉司）

- ・令和4年12月19日に、災害時対応ノートについて、学校卒業後の医療的ケア児の行き先について、医療的ケア児等の送迎支援モデル事業（案）について等を議事として、圏域協議会を開催した。
- ・医療的ケア児における災害時の対応について、作成したモデルケースの災害時対応ノートを鳥取市地域自立支援協議会医療的ケア児等ワーキング部長、副部長、担当相談支援専門員、基幹相談支援センター相談員、医療的ケア児等支援センターの東部相談窓口支援マネージャーと共有を行

った。

- ・モデルケースの検証を通じて、災害時対応ノートに、避難行動要支援者の登録の有無、複数の医療機関の利用の場合の優先順位の確認、固定電話は繋がりにくい場合を想定したメールアドレスの追記、災害時の対応について家族や支援者と話し合っていることを記載する等の提案が上がった他、役割分担や災害対応について話し合ったことを経時的確認できるようにすることが必要だという意見があった。避難方法については、平日の日中など介護者が一人の場合に、自宅内の垂直避難について共有できるようにする必要があるということや、避難先となる各福祉避難所の状況について事前に確認しておく必要がある（受入可能人数、非常用電源の有無と通電時間等）というような課題が上がった。また、ノートの作成にあたっては、今の支援体制の中で、誰が中心になって作成するのかという課題もある。
- ・災害時対応ノートの周知に係る現状の取組みについては、市の防災訓練での紹介、鳥取養護学校の玄関への配架等。今後のノートの周知方法として、避難のことなどを考えると、地区担当保健師等と連携し、行政も把握、周知協力できるようになるとよいが、小児慢性自立支援事業登録のある医療的ケア児であれば保健所として気になる方に電話連絡をとることはできても、全数となると、健診時期を過ぎると把握をしにくいという意見もあり、医療的ケア児者全員の把握と対応は難しく、想定しにくい現状がある。
- ・福祉避難所への避難について、一旦地域の指定避難所に行って名簿登録してから、福祉避難所に移動するのは、医ケア児者にとってはとても困難なことであるため、この対応ノートの作成などを経て、最終的には直接家から福祉避難所にいける方向を目指したい。
- ・鳥取市の日常生活用具の助成に、令和4年4月から自家発電機が加わったが、未だ申請はなし。必要な方には周知したい。

#### ④東部4町（資料2-4）（報告者：服部委員）

- ・智頭町、若桜町は対象の方が不在のため、常設の部会なし。岩美町については、別途災害時の話し合いに注力したため、部会については未開催。八頭町については、福祉課・教育委員会・委託相談支援事業所の3者で、対象児童3名についての情報共有を実施。単町事業の通学支援の課題とそれに対する解決策等の協議が実施された。
- ・災害時のモデルケースの状況としては、ノートの作成後、物品の不足等の備えを進めている状況。今後は、ノートの共有をどの範囲までの関係者で行っていくかの協議を実施していく予定。
- ・災害時対応ノートについては、次のケースに取組むに当たって、誰が主導して動いていくのかというところが決まらないと、初めの一步が難しい。
- ・避難行動要支援者台帳、東部独自の取組として行っている災害後の生活支援の取組、災害時対応ノートについて、使い分けについての整理も必要。鳥取市地域自立支援協議会の計画相談ワーキングに4町も参加し、これらに関する手引き等を作成していこうとしている。また、これらのような、平時の備えや災害発生後の支援に関するものの作成とは別に、災害発生時の避難方法についても検討が必要。
- ・その他の地域課題として、生活介護の受け入れ先が不足しており、特別支援学校卒業時に生活介護の受け入れ先が見つからず、居宅介護と訪問介護を使って在宅で対応せざるを得ないという状況が発生しており、両親の仕事の継続に支障が出ている例もある。特に、医療的ケアや行動障がいがある方の受け入れ先の確保が難しくなっている。東部4町で個別に特別支援学校にアンケー

ト調査実施しており、東部圏域の5校の特別支援学校各校から類似した困り事が上がってきていることから、東部圏域全体としての課題であると考え。この課題について、事業所数はあっても、体制が整っていないために受け入れが難しいのか、そもそも事業所の数（キャパシティ）が足りないのかというところの原因の確認を行っていく必要がある。

- ・別の問題として、生活介護の報酬面にも課題があるというような意見がある。具体的には、放課後等デイサービス利用者が、年齢到達により同事業所の生活介護に移行する場合、利用時間が長くなるにも関わらず、報酬面で生活介護の方が少なくなる場合があり、事業所の運営の難しさに繋がっている。生活介護の事業所がなかなか増えず確保できない理由として、そのような点もあるのではないかという意見があり、県を通して国の報酬の見直しも要望していきたいという話となっている。

(鳥取市 中村知的障害者福祉司) 中部の報告にあったサポートブックについて教えてほしい。

(中部療育園 谷川次長) 就園や就学、その他デイサービスの利用など、新しいステージに行くときにお子さんを知らせてもらうための色々な情報が記載してあるノート。医療的ケアがあるお子さんは、ケアの内容等細かく書いてあり、それを持って園にいたり学校にいたりする。それと一緒に記載する等、合わせ技で出来ないかなという話があった。

(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 医療的ケアが必要なお子さんはライフステージによって関わる職種が変わり、たくさんの方が関わる。その方たちにその子のことを知っていただくためのノートで、医療的ケアの内容、注入の時間、姿勢の保持や時間ごとの体位変換の仕方等、生活スケジュールそのものが入っているノートのこと。サポートブックがあまり知られてないということがわかった。

(光岡委員) 生活介護よりも、放デイのほうが報酬が高いという話があったが、県と市町村がやっている重度障がい者の支援事業を活用しても放デイのほうが高いということか。そういうことが起こるものかどうかということ市町村にも聞いてみたい。

(服部委員) 放課後デイサービスをしていた時に比べて、生活介護は利用時間は長いのに報酬が下がるという話については、看護協会のナーシングデイこすもすからの話であった。県の重度障がい者の支援事業を使ってもそうなるのかというところは、県が重度障がい者の事業は区分が6相当が要件のため、区分5や4とかの方になると、(要件外となり)事業が使えないということがあるので、使ってなお報酬が比較して少ないのか、それとも使えなくて比較して少ないのかというところは一度検討が必要であるが、「こすもす」の例が、区分どのぐらいであったかが不明だが、実際にそのような例もあったという話であった。

(ナーシングデイこすもす 坂本所長) ナーシングデイこすもすの場合は、重度心身障がい児の受け入れをしていて、実際は放課後等デイサービスより生活介護サービスは約1万円ぐらい少なくなっている。県の事業を利用しているが、それでも差額は埋まらない。

(このゆびと一まれ 藤原理事長) 区分6の医療ケアを必要な方で生活介護を長時間(例えば8時半から17時半)利用される方等は多くおられる。そのような方の入浴や、生活スケジュールの中でのポジショニング・注入、吸引等、色々な支援をしても、(放デイの長期休みや土曜日利用の方は同じような条件にはなるが)それでも放デイのほうが報酬は高くなっている。看護加算等、補助金を利用しているが、もう少し充実していけば、生活介護で医療ケアの必要な方たちを受け入れる事業所

も増えてくるのではないかと思う。

(光岡委員) このようなところにも手当てをしなければいけないのではないかと感じた。4町の報告の中で、県の支援をお願いしたいとあるが、どんなイメージか。

(服部委員) モデルケースの検討を行った岩美町より、病院や公的機関との橋渡しを単町で行うというところはなかなか難しいといった話があった。岩美町にある岩美病院に関しては自治体と病院という話ができるが、これが県中や別の自治体の機関となると話が難しい。また、県の新事業案にある送迎支援のような、何かしらの制度がないと保護者だけでは難しいというような話であったと記憶している。

(光岡委員) 鳥取市からの報告の中で、最終的には直接福祉避難所にいけるようにしたいとあるが、鳥取市でここに向けての協議や動きはあるか。

(鳥取市 中村知的障害者福祉司) 避難行動に関しては、担当課が異なるため詳細はわからないが、法的にできることになったので、少し進んでいる感じ。一般避難所にいった後に移動するというのは難しいということを訴えていき、直接福祉避難所への避難ができる方向を目指したい。福祉避難所の数はそれなりにあるが、実際に福祉避難所が開所されるかどうかというのは不明であり、水没の危険があるところに福祉避難所が指定されていたりする。福祉避難所が開設されるのを待って、自宅から直接行けるようになることが希望。

(光岡委員) 鳥取市で日常生活用具の中に自家発電機が加わったが、まだ実績はなしということについて、米子市も同じ状況になっている。鳥取市はどんなふうに周知しているか。

(鳥取市 中村知的障害者福祉司) 市報に掲載し、広報した。制度自体は、ホームページで確認できる。具体的に(個別に)「どうですか?」というような周知はなし。

(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 岩美町の単町でいろんなことをするのは難しいという話があったが、逆に町立の病院を持っているということは強みでもある。医療的ケアの必要なお子さんは電気が欲しいため、とりあえず災害の急性期に、電気だけください、(病室は不要だが)どこか場所だけ貸してください、ということでもよく、町立の病院がもし電気を貸してくれるという体制が取れると、まず1日~2日は頑張れる印象はある。鳥取市も市立病院があるので、そこも強みなのかもしれない。

(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 令和3年の5月に、災害対策基本法が改正されて、福祉避難所に直接いけるように体制整備を進めるという方向になっているが、なかなかそれが進まないことが疑問。進まない理由は、福祉避難所の場所から見直しが必要ということなのか。鳥取市の話のように、福祉避難所が水没するようなところに設置されているというのはあり得ないことで、根本どこに開設するかということからの見直しがいるということなのか。

また、鳥取市の報告の中で、ノートの周知や把握が難しいという報告があったが、なぜ難しいのか、なんとかしようと思っておられるのか、そのあたりの情報はるか。

(鳥取市 中村知的障害者福祉司) ワーキングの時の保健師の話からは、健診時期を過ぎると保健師との関わりが薄くなっていくことから、状況の把握が困難になるという話であった。

(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) もし困っているということであれば、家族も行政と繋がりたいという思いがある。行政側も把握をしきれてなくて困っているということがあるのならば、そこは介入すべきことだろう。医療的ケア児支援センターとしての立場としても、そこは行政とも、家族会ともタックを組んでやっていかないといけないことかと考えた。

(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 米子市の、モデルケースのお子さんの病状が安定しなくて検討が進んでいないという話について、病状が安定しないお子さんが多かったりもする中、家族はノートの作成にまで気持ちが向かなかったりすることも多々あるかと思う。ケース対象者を増やしてスピード感を持って進めていくというような考え方はどうだろうか。

(橋本委員) 今後、アプローチを多くの方にかけて母数を増やしておいて、進められそうなタイミングを見はからって、それぞれ進めていくという方向で進めていこうと思う。

(県子ども発達支援課 岡田) 倉吉保健所長より、災害時対応ノートのネーミングについて、「災害時にも使える対応ノート」など、日ごろから支援を見える化し備えておくものなんだということが分かりやすいようなネーミングにしてはどうかというようなご意見があった。この場では難しいかもしれないが、良いネーミングについて、ご意見があったら当課までご提案いただきたい。

## (2) 県からの報告(資料3、4)

①災害対策に係る取組(資料3-1、3-2)(報告者:県子ども発達支援課 内藤)

- ・10月2日に、日吉津村協力のもと、災害時における福祉避難所の立ち上げ手順や医療的ケア児者の対応手順等を確認することにより福祉避難所の対応能力の維持・向上を図ることを目的に、医療的ケア児等避難訓練を実施した。(参加者や訓練内容、想定シナリオ等は資料のとおり。)
- ・訓練を通じて、行政側は医療機器などの荷物の多さ、避難にかかる労力等を初めて体感し、必要な機材を全て備えて避難できない場合の対応についても考えておく必要があるということや、医療機器のバッテリーの限界と対応を関係者も理解しておく必要があること、避難所の電源確保状況によっては、自宅に留まる選択肢も検討する必要があること等、避難者の支援として多くの検討課題や知見が得られた。
- ・避難所の運営に関しては、福祉避難所への避難者リストと各避難者の特性を事前に把握しておくことの必要性が再確認がされた。また、既存のマニュアルで定められた収容人数と、必要な荷物等を想定した避難スペースからみた収容人数とのギャップ等から、再度マニュアルも見直す必要があること、非常用電源の容量や稼働時間について把握しておく必要があるということ、避難所内での感染対策、下足やトイレをどうするか等、多くの気づきがあった。
- ・マニュアルの中では、頭数として避難所に必要な職員数が定められているが、専門的な知識が必要とされることも多く、医療的ケアや障害に対する知識がある職員の配置や連絡体制の確保が必要とされる。
- ・今回の訓練は、既存の日吉津村のマニュアルに則り、一次避難所(近くの公民館)に一旦避難してからの福祉避難所に移動するという流れで実施したが、一次避難所の公民館に避難をした段階で小さな公民館の1室を、一人の医療的ケア児が占拠してしまい他の住民が入ってこられない状況であったり、一次避難所の非常用電源は非常に脆弱であるため、一人の子の医療機器を繋げてしまうと、避難所自体の電源が足りなくなることなど、一次避難所があることについての困りについても気づくことができた。福祉避難所への直接避難ができるかというところは、避難者の名簿や状況を把握して、確実にどの避難所に誰であれば対応できるという想定がシミュレーションできないと、マニュアルの改訂が難しいということも改めて考えることができた。訓練を通じて直接避難することの見直しの視点が生まれたというような成果があった。
- ・避難訓練の報告会を3月16日に実施予定。(詳細は資料3-2のチラシのとおり)

令和5年度も鳥取大学において医療的ケア児の避難訓練に関する予算や人員の体制を整えているが、実施をしたいという自治体の手上げがないため、実施を希望される市町村があれば連絡がほしい。実際の避難訓練までいかなくとも、机上訓練や動画視聴の研修等、できる範囲での対応も可能なため、積極的な検討をお願いしたい。

②令和4年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修結果概要（資料4-1、4-2）（報告者：県子ども発達支援課 岡田）

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修について…10月から11月にかけて4日間の日程で、オンライン研修で実施。修了者は23名であった。修了者の職種や圏域別の状況は資料のとおり。鳥取県障がい者プランにおいて、令和5年度末までに全市町村に1名以上のコーディネーターを配置することと、修了者の総計120名というのを目標に掲げており、今年度の研修終了時点で修了が計138名となったため、修了者における目標値は達成したこととなるが、まだ未配置の市町村が4町ある。未配置市町村へは、次年度の受講について積極的な声かけを行っていききたい。
- ・今後の対応方針については、コーディネーター配置機関の情報公開、医療的ケア児等の協議の前の参画の推進、各市町村におけるコーディネーターの配置促進、コーディネーター養成研修カリキュラムの改訂を検討中。カリキュラムの改訂については、次年度より事前学習を導入する他、より実践に繋がりやすいイメージづくりができる内容、コーディネーターとして主体的に考えていただくワークの導入など、より受講生の理解が促進されるような内容を作っていけるよう検討している。
- ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修については、9月7日にオンライン研修で実施。修了者は12名であった。修了者の職種や圏域の内訳等は資料のとおりです。今年度の内容は、就学支援をテーマに、実際に支援に当たられた相談支援専門員や教育委員会の担当の先生より実践発表と、受講者間でのグループワーク演習を実施した。課題の共有や今後の実践に繋がる意見交換がなされたのではないかと思う。
- ・今年度は、養成研修、フォローアップ研修ともに、医療的ケア児等支援センター東部窓口を設置する鳥取県看護協会への委託業務として実施をしてきたが、次年度は位置付を変えて、医療的ケア児等支援センターの人材育成の業務として進めていく予定。

（光岡委員）コーディネーター未配置市町村は、西部が並んでおり、これは早期に解決しないといけない。医ケア部会については圏域と県とがきれいに構造化されているため、西部の中でもこのことについて解決に向けた動きをしていかないといけないと考える。県として未配置市町村へどのように働きかけているか、参考に教えてほしい。

（県子ども発達支援課 岡田）未配置の市町村に対しては、毎年コーディネーターの養成研修の案内をする際や、年度当初に担当が変わった時期等のタイミングを見て、未配置の市町村に直接声かけを行っている。都合がつかない等で、受講いただけてない状況。

（光岡委員）参加されていない理由としては、日程が合わないということが主な理由であれば、できるだけ早く日程が分かれば合わせてもらえるだろうか。

（県子ども発達支援課 岡田）それを期待したい。

（博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長）看護協会が毎年、年間の研修のスケジュールを4月にまとめて出されているのがとても良い案だと思い、コーディネーター養成研修も組み込んで年

間計画を立てているところ。それをホームページにアップしたり、各市町村、関係機関に周知するのもよいと考える。現場で働いていると、事業所の相談員や町の保健師との繋がりもあるので、プレッシャーを与えることになるかもしれないが、個々にアプローチするのも一つの方法。

(ナーシングデイこすもす 坂本所長) 今年度、看護協会がコーディネーター養成研修を実施し、初めてのことで、大変なところもあったがなんとか実施出来た。来年度は、内容も精査し、統括が支援センターのほうに移っていく予定であるが、引き続き協力して行っていきたい。看護協会で開催している研修もコーディネーター養成研修や他の研修と整理させていただいて、より実践的な内容で、必要な方に参加していただけるようにと考えている。

### (3) 医療的ケア児等支援センターの取組報告 (資料5) (報告者：県子ども発達支援課 内藤)

- ・支援センターの開所について、目的や事業内容は資料のとおり。
- ・6月22日の開所日以降から、令和5年1月31日までの相談件数、相談内容等の状況は資料のとおり。相談延べ件数は580件、圏域別では東部208件、中部90件、西部282件であった。相談内容としては、生活に関する相談、医療に関する相談、就学とか就園に関する相談、受け入れ体制に対する相談が多かった。相談者別にみると、保護者からの相談が一番多く、次いで行政機関、医療機関からの相談が多かった。園の関係や教育関係の相談は件数は少ないが、1件あたりの相談内容が重いケースも多い。次年度は福祉関係からの相談件数の計上枠も設けて実績集計していく。相談以外にも、各種研修への協力や会議の場への参加等、様々な場に関わった。
- ・支援センター全体での連携推進会議を年に数回開催しているが、3月末に最後のとりまとめをして、令和5年度に繋げていきたい。

(総合療育センター 汐田院長) 医療的ケア児者に対する支援の課題として明らかになってきているものを見える化して整理していくことが必要。今どんな課題・問題点が上がってきており、それぞれについて急ぐことと、将来に向けて取り組むことが、だいぶ見えてきたように思う。例えば、学校における医療的ケアというような課題が上がっていたり、急ぐこととしては災害の問題がある。それらの課題に対して、色々な部会や会議があって、縦の繋がり横の繋がりというのができてきているので、整理をしていかなければならない。

(県子ども発達支援課 内藤) 3月の連携推進会議で整理し、次回の医療的ケア部会の時に、県全体の課題や取り組んでいくことについてご報告をさせていただく。

(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 今、鳥取県内で医療的ケア関連の研修会を、色々なところでやっているが、それを整理して、人材育成の面でどこが足りないのかという整理をし始めているところ。災害対策に対しても、どこまで進んでいて、何が課題で、今後どうしていかないといけないのかというのを整理していかなければならない。地域や学校現場、保育の就学・就園のところ等、あちこちで色々なことが起きていて、現場で混乱を提しているように感じる。混乱の元になっている理由を精査、提示して、一緒に考えていけるようにしたい。

(中部療育園 谷川次長) 中部療育園は、元々医療機関ということもあって、相談も医療的ケア児等支援センターの相談窓口に来たのか、中部療育園に来たのかははっきりしない状況で受けていた。開設後からの感想としては、福祉や教育、こども園等、医療的ケアのことや連携の大事さをまだまだ伝えきれていないというのが、よく分かった半年だった。

**(4) 医療的ケア児等の送迎支援事業(案)について(資料5)(事務局(県子ども発達支援課)より説明)**

- ・医療的ケア児等が自宅から医療機関への移動に際して要する福祉車両タクシー、及びタクシー同乗の看護師費用の一部を助成する。令和5年度は事業の準備機間とすることとし、その上で令和6年度から実施を図るという2カ年計画で実施予定。当初は県事業と考えていたが、令和5年度の体制整備は県主体として実施し、令和6年度から市町村を実施主体として進めていく方針へ変更となった。事業の詳細の内容は資料のとおり。
- ・現在、県内すべての主だったタクシー事業者へ、この事業の実施が可能か、対象の方がいるか、どこの範囲まで送迎が可能か等、ヒアリングを実施している。それを踏まえて制度設計を再検討し、今年度中のできるだけ早い時期に市町村説明会等を行う予定。

(服部委員) 協力事業者の確保については、県がヒアリングされている段階で、令和6年度から市町村内の業者が利用できるようになっていくということか。それとも市町村が事業者を確保しないといけないということでしょうか。

(県子ども発達支援課 新) 協力可能なタクシー会社をリストアップする。その上で市場開拓も含め環境整備をさせていただいた上で、令和6年度に向かいたい。

(服部委員) リストアップされた段階で、(各市町村が利用できるのが) どの会社か決まるのか。

(県子ども発達支援課 新) タクシー会社によって、どこまで送迎が可能かというエリアがあるため、市町村ごとにどのタクシー会社が利用できるのかというリスト化まで県がやっていきたい。

(県子ども発達支援課 内藤) 各市町村ごとに使える事業所をリストにして提示させてもらい、智頭町さんはA社とB社、若桜町さんはC社というような形で調整し、準備する。

(保木本委員) これは通院の送迎にかかる話で、病院の中に入った後までは想定をしていないということでしょうか。タクシーを降りた後は家族等の付き添いで、(付き添い者も) 一緒に同乗される想定か。

(県子ども発達支援課 新) 通院の送迎のみで、お見込みのと通りの想定。

(保木本委員) 病院についた後、同乗看護師は一旦帰ると思われるが、看護師の帰りの費用はどうなっているのか。

(県子ども発達支援課 新) 看護師の帰路は、帰りも利用者の方に500円負担していただくというような考え。

(保木本委員) 制度設計が出来た時に、ケースの例を挙げてもらえると伝わりやすいのでお願いしたい。

(光岡委員) 短期入所の送迎についてはどうか。

(県子ども発達支援課 新) 短期入所者の医療機関への送迎は対象。

(光岡委員) 医療機関へのということか。

(県子ども発達支援課 新) そのとおり

(橋本委員) 令和5年度はあくまで準備期間であって、利用はないと考えればよいか。

(県子ども発達支援課 新) 令和5年度後半に、各圏域ごとにトライアル送迎を考えており、実際に医療的ケア児者のテスト送迎をしていこうと考えているが、令和5年度の費用は全て県持ち。市



町村の持ち出しはなし。

(光岡委員) 重症心身障がい児の方が、多機能型のショートステイの時は対象外と読むのか。

(県子ども発達支援課 新) 福祉型は考えていない。今後検討する。

(光岡委員) 対象者の中に重症心身障がい児があるので、そういう括りでいうと、取り扱いが違ってくるのではないか。

(県子ども発達支援課 内藤) 医療ケアのない重症心身障がい児の方が福祉型の短期入所を利用される場合は、施設の車両で送迎加算による対応をお願いしたい。医療機関が行う短期入所については、病院の車両による送迎対応が困難な現状があるため、このような設計にしている。福祉型短期入所においてもタクシー補助が必要だという意見があればまた教えてほしい。

(鳥取市 中村知的障害者福祉司) 6年度は市町村で任意実施となっているが、5年度の秋にある6年度の予算要求の時には、どんな具合になるか。

(県子ども発達支援課 新) 予算要求時期までに仕組や事業者リスト等をまとめ、伝達できるようにする。

### **3 その他 令和5年度医療的ケア児者に関わる県事業予算(案)について** (事務局(県子ども発達支援課)より説明)

- ・障がい児者在宅生活支援事業—要医療障がい児者受け入れ事業所看護師配置等助成事業について、長時間派遣事業の加算などの追加を検討している
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、委託先が(一社)つなぐプロジェクトへ変更。

### **4 閉会 (挨拶: 光岡委員)**

本日もたくさん建設的な意見をいただきました。災害時対応ノートについては、各圏域でいろんな取組をして、それを県協議会で共有するという形を取っているが、他の課題にしてもそういうかたちが絶えず取っていければと思う。圏域の協議の場でも議論を進めていただきながら、次回以降の各圏域の取組報告の中でも取り上げ、県全体で共有し、課題を一緒に考えていきたい。

今年度は終了になるが、来年度また有意義な議論ができますことを祈念して、閉会とさせていただきます。